# 4 過不足額の精算

#### (1) 精算のしかた

- イ 本年分の給与所得に対する年調年税額の計算ができましたら、その年調年税額と、先に集計した本 年分の毎月の徴収税額の合計額とを比べて過不足額を求め、その精算をしなければなりません。
- ロ 徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときは、その差額分だけ納め過ぎていたことになりますから、その差額(過納額)は、その過納となった人に還付します。

これに対し、徴収税額の合計額が年調年税額よりも少ないときは、その差額だけ納め足りないことになりますから、その差額(不足額)はその不足となった人から徴収します。

- ハ 過不足額の計算は、具体的には、源泉徴収簿の「年末調整」欄を使って次のように行います。
  - (イ) 「年調年税額②」欄の金額と毎月の徴収税額の合計額「⑧」欄の金額との差額を求めます。
  - (ロ) 「②」欄の金額の方が大きい場合は不足額 (税金を納付)、「⑧」欄の金額の方が大きい場合は超過額 (税金を還付) が生じたことになります。
  - (ハ) このような過不足額は、源泉徴収簿の「差引超過額又は不足額②」欄に「超過額」か「不足額」かを表示した上、記入します。

# [記載例] 源泉徴収簿(過不足額の算出)

	区					分	金	額	税	額
	給	料	•	手	当	等	1	5,265,000	3	96,450 F
	賞	賞 与 等					4	1,570,000	6	51,264
			i	計			7	6,835,000	8	147,714
<b>\</b>	$\sim$	<u>~</u>	$\sim$	~	$\sim$	~	<b>√</b>	^^~	~~	~~~~

$\sim$	^^^^^	$\Delta\Delta\Delta\Delta\Delta\Delta$
	差引課税給与所得金額(⑨-⑰) (1.000円未満切捨て) 及び算出所得税額 (2,610,000	<sup>®</sup> 163,500
訓	(特定增改築等) 住宅借入金等特別控除額	20 140,000
ı	年調所得税額(⑩-⑩、マイナスの場合は 0)	② 23,500
l	年 調 年 税 額 (② × 102.1%)	② (100円未満切捨て) 23,900
整	差 引 超 過 額 又 は 不 足 額(②-⑧)	② 123,814
至	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	24

年末調整による過不足額の精算方法には、②本年最後に支払う給与(賞与を含みます。)についての税額計算を省略し、その給与に対する徴収税額はないものとして精算する方法(設例 1)と、 ②本年最後に支払う給与についても、通常の月分の給与としての税額計算を行った上で精算する方法(設例 2)とがあります。

# (設例1) 本年最後に支払う給与についての税額計算を省略して年末調整を行う場合

(配偶者に所得がなく、配偶者控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額 (他の所得なし)	5,870,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	140,523円
3	控除した社会保険料等(給与控除分)	836,874円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	50,200円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	56,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	45,000円
6	一般の控除対象配偶者(所得金額なし)	あり
7	一般の控除対象扶養親族	1 人

(	折		経	理課 職	事務申	戳員 住		06 -0031)		_	氏 (フリガナ) スズキ イチロウ 整理 21
U	属			名		所	東京	都港区西麻布:	3-3-5		名 (生年月日 明大曜)平 56年 1 月 30日) 番号 乙
区分	IIX	支月		総支給金額	社会保険 料等の 控除額	社会保険料等 控除後の給与 等 の 金 額	扶養親 族等の 数	算 出 税 額	年末調整 による による による による 経額	差 引 徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した適不足税額 同正の税額につ 別別量付は銀収した報酬 差 引 残 高 月 別 選付以銀収した報酬 差 言 多選付又は銀収し
Г	1	1	25	362,000 <sup>円</sup>	51,864 <sup>円</sup>	310,136 <sup>円</sup>	2 <sup>人</sup>	5,490 <sup>H</sup>	円	5,490円	した月区分 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "
	2	2	26	362,000	51,864	310,136	2	5,490		5,490	大な音句   阿本   1   1   1   1   1   1   1   1   1
給	3	3	26	362,000	51,864	310,136	2	5,490		5,490	の値         有・無         人         人         人         人         人         同時報酬報等者 配・扶           日         月         月         日         月         日         月         日         日         日         日         日         日         日         日         京場         特別の家婦 家長         日         京         日
ded	4	4	25	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740	T   T   T   T   T   T   T   T   T   T
料	5	5	25	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740	<ul> <li>給料・手当等① 4,380,000 <sup>円</sup>③ 62,39</li> <li>費 等④ 1,490,000 <sup>⑥</sup> 78,13</li> </ul>
l.	6	6	25	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740	計 ⑦ 5,870,000 ⑧ 140,52 紛与所得控除後の紛与等の金額 ⑨ 4,154,400 配偶者の合計所得金額
	7	7	25	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740	社会保 結与等からの控除分(②+⑤) ⑩ 836,874 旧長期損害保険科支払 年 険料等 申告による社会保険料の控除分 ⑪ 0
手	8	8	24	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740	控除額   中 行による小規模企業   (2
	9	9	25	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740	地震保険料の控除額 ④ 45,000 aのうち間民年金保険 末配偶者(特別)控除額 ⑤ 380,000 (
当	10	10	25	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740	技術物験側、基礎物験側及び   (略) 760,000
等	11	11	26	366,000	51,858	314,142	2	5,740	温轴	5,740	差引課稅給与所得金額(⑨-⑰) (® (1,000円未満切拾て) (1,000円未満分析格無力を) (1,000円未満り拾て) (1,000円未満り拾て) (1,000円未満り拾て) (1,000円未満り拾て) (1,000円未分析格無力を) (1,000円未分析格無力を) (1,000円未分析格無力を) (1,000円未分析格無力を) (1,000円未分析格無力を) (1,000円未分析格無力を) (1,000円未分析格無力を) (1,000円未分析格無力を) (1,000円未分析格用力を) (1,000円本力を) (
ľ	12	12	25	366,000	51,858	314,142	2		<b>▲</b> 29,823	▲29,823	年調所得税額 (⑨-②、マイナスの場合は 0) 108,50
L		計	ŀ	1 4,380,000	<sup>2</sup> 622,314	3,757,686		<sup>3</sup> 62,390			年 調 年 税 額 (② × 1 0 2 . 1 %) ② 110,70
	7	7	31	660,000	95,040	564,960	2	(税率 6.126 %) 34,609		34,609	整     差 引 超 適 又 は 不 足 額 (②-⑧)     ② 29,82       本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額     ②
賞	12	12	10	830,000	119,520	710,480	2	(税率 6.126 %) 43,524		43,524	超過額 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 ② 差引 還付する金額 (②-②-②-②) ② 29.82
与	L		-					(税率 %)			の精算 同上の 本年中に還付する金額 ② 29,82 うち 翌年において還付する金額 ②
等	$\vdash$	20	<u> </u>	<sup>4</sup> 1,490,000	<sup>©</sup> 214,560	1.275.440		© 78,133			不足額 本年最後の給与から徴収する金額 ②
L	上	р		1,440,000	- 214,500	1,275,440		- 70,133			の精算 翌年に繰り越して徴収する金額 ③

#### (設例1の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額5,870,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(81ページ以下参照)によって求めると4,154,400円になります。
- 3 社会保険料等の836,874円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会 保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分50,200円に対する控除額37,550円(50,200円× $\frac{1}{4}$ +25,000円)と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分56,000円に対する控除額34,000円(56,000円× $\frac{1}{4}$ +20,000円)との合計額の71,550円となります。
- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分45,000円のみであり、その合計額が50,000円以下のため、45,000円となります。
- 6 「配偶者(特別) 控除額⑤」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下(本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額4,154,400円が、本人の合計所得金額となります。)(区分I:A)で、配偶者の合計所得金額が38万円以下(区分II:②)ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表(20ページ参照)の区分Iの「A」及び区分IIの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。
- 7 「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑥」欄の金額は、「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(112ページ参照)の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「1人」欄の金額760,000円です。
- 8 所得控除額の合計額2,093,424円は、次により計算します。

社会保険料 生命保険料 地震保険料 配偶者 共養控除額等 の控除額 の控除額 控除額 控除額 控除額 236,874円 + 71,550円 + 45,000円 + 380,000円 + 760,000円 = 2,093,424円

9 差引課税給与所得金額2,060,000円は、次により計算します。

給与所得控除後 所得控除額 差引課税給与 の給与等の金額 の合計額 所得金額

4,154,400円 -2,093,424円 =2,060,976円 $\rightarrow 2,060,000$ 円(1,000円未満の端数切捨て)

10 差引課税給与所得金額2,060,000円に対する算出所得税額を「平成30年分の年末調整のため の算出所得税額の速算表」(90ページ参照)によって求めると、108,500円となります。

課税給与 所得金額 税率 控除額 算出所得税額 2,060,000円 × 10% - 97,500円 = 108,500円

- 11 この設例の場合、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「10」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 12 年調所得税額108,500円に102.1%を乗じて求めた110,700円(100円未満の端数切捨て)が年 調年税額となります。
- 13 年調年税額110,700円と1月から12月までに徴収された税額の合計額140,523円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が29,823円多いため超過額29,823円が生じます。
- 14 この超過額29,823円は、過納額として本人に還付することになります。

# (設例2) 本年最後に支払う給与についての税額計算をした上で年末調整を行う場合

(配偶者に所得があり、配偶者特別控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額 (他の所得なし)	8,299,500円
2	同上の給与に対する徴収税額	336,500円
3	控除した社会保険料等(給与控除分)	1,274,041円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	53,000円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	59,000円
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	89,000円
5	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	28,000円
6	生計を一にする配偶者(給与所得の金額115万円)	あり
7	一般の控除対象扶養親族(年初2人、4月から1人)	1人
8	特定扶養親族	1人

	听 寓		経	理課 職名	経理部	果長 住 所		78-0063) 都練馬区東大:	泉7-3	1-35	氏 (79 9年)
区 分	月区分	支月		総支給金額	社会保険 料等の 控除額	社会保険料等 控除後の給与 等 の 金 額	扶養親 族等の 数	算 出 税 額	年末調整 による過 不足税額	差 引 徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した遵不足税額 同上の税額につ 月 別 書付スは銀収上を額 差 引 残 高 月 別 暑付スは銀収上を額 差 選付入は銀収上を額 月 円 円 月 月 円 円
	1		25	481,500 <sup>FI</sup>	71,615 <sup>H</sup>	409,885 <sup>FI</sup>	3 ^	7,920 円	P	7,920 円	した月区分   大   甲
	2	2	26	481,500	71,615	409,885	3	7,920		7,920	接
給	3	3	26	481,500	71,615	409,885	3	7,920		7,920	の         有・無         1 人         人         人         人         人         同品特別歐常者         人           申         用         月         日         月         日         月         日         <
料	4	.4	25	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	区分金額税
ľ	5	5	25	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	輪 料 ・ 手 当 等 ① 5,809,500 <sup>円</sup> ③ 120,6 賞 与 等 ④ 2,490,000 ⑥ 215,8
	6	6	25	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	計 ⑦ 8,299,500 ⑧ 336,5 給与所得捨除後の給与等の金額 ⑨ 6,269,550 配偶者の合計所得金
	7	.7	25	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	# 2
手	8	8	24	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	投除額   東宮による小規模企業   ②
	9	9	25	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	地震保険料の控除額 頃 15,000 日のうち国民年金保 料等の金額 (5 110,000)
当	10	10	25	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	扶養控除額、基礎控除額及び 除 告者等の控除額の合計額 1,390,000
	11	11	26	485,000	75,880	409,120	2	10,770		10,770	所得技験報の合計額(通子以上の1945年) (1941年) (1941年
等	12	12	25	485,000	75,880	409,120	2	10,770	<u>過納</u> ▲79,800	<b>▲</b> 69,030	調 (特定増改繁等) 住宅借入金等特別控除額 ② 年調所得税額(⑲-⑳、マイナスの場合は0) ② 251.5
		計		<sup>①</sup> 5.809.500	<sup>2</sup> 897,765	4.911.735		<sup>3</sup> 120.690			年調年税額(②×102.1%) ② (100円未満切除 256.7%)
≻	7		10	970,000	147,294	822,706	2	(税率 10.210 %) 83.998		83,998	差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 (②-⑧) ② 79.8 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 ② 10.7
賞	12	Ė	10	1,520,000	228,982	1,291,018	2	(税率 10,210 %) 131,812		131,812	超過額 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 ②
与								(税率 %)			差引還付する金額(②-②-②)③ 69,0 の精算 同上の 本年中に還付する金額 ② 69,0
等								(税率 %)			うち   翌年において還付する金額   ②     不足額   本年最後の給与から徴収する金額   ③
ľ	l	計		<sup>4</sup> 2,490,000	<sup>⑤</sup> 376,276	2,113,724		<sup>6</sup> 215,810			の精算翌年に繰り越して徴収する金額③

# (設例2の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略しないで年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額8,299,500円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(81ページ以下参照)によって求めると6,269,550円(8,299,500円×90%-1,200,000円)になります。
- 3 社会保険料等の1,274,041円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額85,500円は、本年中に支払った一般の生命保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

[一般の生命保険料の控除額]

旧生命保険 -般の生命保 料の金額 53,000円  $\times$   $\frac{1}{4}$  + 25,000円 = 38,250円

[個人年金保険料の控除額]

新個人年金保 新個人年金保険 険料の金額 料に係る控除額 59,000円 + 20,000円 34,750円 旧個人年金保 旧個人年金保険 険料の金額 料に係る控除額 89,000円 × 25,000円 +47.250円

新個人年金保険 旧個人年金保険 田個人年金保険料と 旧個人年金保険料の 田個人年金保険料の 両方に係る控除額 料に係る控除額 両方に係る控除額 34,750円 + 47,250円 = 82,000円 → 40,000円 (最高40,000円)

計算した控除額のうち最も大きい金額は、旧個人年金保険料に係る控除額の47,250円ですから、個人年金保険料の控除額は47,250円となります。

[生命保険料の控除額の合計]

一般の生命保 個人年金保険 生命保険料 険料の控除額 料の控除額 の控除額 の控除額 38,250円 + 47,250円 = 85,500円

- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となる旧長期損害保険料のみで、その合計額が28,000円ですから、旧長期損害保険料に対応した地震保険料控除額の最高限度額の15,000円となります。
- 6 「配偶者(特別)控除額⑤」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下(本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額6,269,550円が、本人の合計所得金額となります。)(区分 I:A)、配偶者の合計所得金額が115万円で85万円超123万円以下(区分 II:④)ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表(20ページ参照)の区分 Iの「A」及び区分 IIの「④(110万円超115万円以下)」が交わる欄の金額110,000円が配偶者特別控除額となります。
- 7 「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑩」欄の金額は、「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(112ページ参照)の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「2人」欄の金額1,140,000円に、「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「へ」欄により特定扶養親族の250,000円を加算した1,390,000円です。
- 8 所得控除額の合計額2,874,541円は、次により計算します。

社会保険料 生命保険料 地震保険料 配偶者特別 扶養控除額等 の控除額 の控除額 控除額 控除額 対象 2,274,041円 + 85,500円 + 15,000円 + 110,000円 + 1,390,000円 = 2,874,541円

9 差引課税給与所得金額3,395,000円は、次により計算します。

給与所得控除後 の給与等の金額 の合計額

差引課稅給与 所得金額

6,269,550円 -2,874,541円 =3,395,009円 $\rightarrow 3,395,000$ 円 (1,000円未満の端数切捨て)

10 差引課税給与所得金額3,395,000円に対する算出所得税額を「平成30年分の年末調整のための 算出所得税額の速算表」(90ページ参照)によって求めると、251,500円となります。

課税給与 所得金額 税率 控除額 算出所得税額 3,395,000円 × 20% - 427,500円 = 251,500円

- 11 この設例の場合、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「10」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 12 年調所得税額251,500円に102.1%を乗じて求めた256,700円(100円未満の端数切捨て)が年 調年税額となります。
- 13 年調年税額256,700円と1月から12月までに徴収された税額(12月支給の給与については税額計算のみ)の合計額336,500円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が79,800円 多いため超過額79,800円が生じます。
- 14 この超過額79,800円は、本年最後に支払う給与から徴収すべき税額10,770円に充当されますが、徴収すべき税額を超える金額69,030円 (79,800円-10,770円) は、過納額として本人に還付することになります。

#### (2) 過納額の還付(超過額の精算)

- イ 給与の支払者から還付する場合
  - (4) 過不足額を計算した結果、過納額が生じた場合には、給与の支払者は、その過納額を年末調整を 行った月分(通常は12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分。) として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対す る源泉徴収税額」のうちから差し引き、過納となった人に還付します。

したがって、給与の支払者は、その月分として納付すべき税額から還付した額を差し引いた残額 を納付することになります。

- (ロ) 年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引き順次還付します。
- (ツ) 超過額を徴収税額へ充当した場合や過納額を還付した場合には、その内容を源泉徴収簿の該当欄 (②→②。) に記入します。

#### [注意事項]

- 1 年末調整をする本年最後の給与について、通常の月と同じように税額計算を行った上で年末調整をした結果、超過額が生じた場合には、その給与から徴収すべき税額(その月分の税額)は、まだ納付されていませんので、その超過額からその徴収すべき税額を控除した残額を還付します。なお、超過額よりもその徴収すべき税額の方が多いときは、その徴収すべき税額から超過額を差し引いた残額を徴収することになります。
- 2 年末調整をした給与のうちに未払の給与が含まれている場合には、その計算上生じた超過額 のうちには、その未払の給与についての未徴収の税額が含まれていますので、その超過額から その未徴収の税額を控除した残額を還付します。

超過額から未払給与分の税額を控除した場合には、その控除した部分の税額は、その未払の給与を支払うときに徴収すべき税額に充当されます。

- ロ 税務署から還付する場合(給与の支払者が還付できない場合)
  - (4) 次の場合のように、給与の支払者が納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」がないか、あってもごくわずかであるため、給与の支払者のところでは過納額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、あるいは過納となった各人に直接還付することになります。
    - ① 解散、廃業などにより給与の支払者でなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合
    - ② 徴収して納付する税額が全くなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合
    - ③ 納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった日の翌月から 2か月を経過しても還付しきれないと見込まれる場合
  - (ロ) (イ)の①から③までのいずれかに該当する場合には、給与の支払者は、各人の過納額や還付を受けようとする金額の明細を記載した「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書」を作成し、各人の「源泉徴収簿」の写しと過納額の請求及び受領に関する委任状とをこれに添付して、給与の支払者の所轄税務署に提出してください。

なお、過納額を平成31年(2019年)に繰り越して還付しているときは、平成31年(2019年)分の源泉徴収簿の写しも併せて提出してください。

また、退職した人などで、前記の委任状の提出ができない人の分については、税務署から過納となった人に直接還付することになりますので、「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書 兼 残存過納額明細書 は用紙を別にして作成してください。

### 〔参 考〕

# ◎ 過納額が生じる場合

過納額は、次のような場合に生じます。

- ① 年の中途で控除対象扶養親族が増えたり、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合
- ② 年の中途で本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなった場合
- ③ 年間の賞与が比較的少なかった場合
- ④ 年の中途で就職した人など1年を通じて勤務していない人について年末調整を行った場合
- ⑤ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の控除額があった場合
- ⑥ 配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額があった場合(毎月の給与に係る源泉徴収税額の 算出の際に、源泉控除対象配偶者に係る控除を受けた場合を除きます。)

# (3) 不足額の徴収

- イ 不足額は、年末調整をする月分の給与から徴収し、なお不足額が残るときは、その後に支払う給与 から順次徴収します。
- 口 年末調整をする月分の給与から不足額を徴収すると、その月の税引手取給与(賞与がある場合には、その税引手取額を含みます。)が、本年1月から年末調整を行った月の前月までの税引手取給与の平均月額の70%未満となるような人については、「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」を作成して給与の支払者の所轄税務署に提出し、その承認を受けて、不足額を翌年1月と2月に繰り延べて徴収することができます。
  - (注) この場合の不足額は、年末調整をする月分の給与(賞与)に対する税額計算を省略しないで通常どおり徴収税額を計算し、その上で年末調整をしてもなお不足となる税額ですから、その月の給与に対する通常の税額については徴収繰延べは認められません。

したがって、徴収繰延べを受けようとする人については、年末調整をする月分の給与(賞与)についても通常の税額計算をした上で年末調整を行わなければなりません。

# (設例3) 最後に、これまでの説明の中で掲げた山川太郎さんの例を取りまとめてみると、次のようになります。

1	年間給与総額(他の所得なし) 6,835,000円
2	同上の給与に対する徴収税額 147,714円
3	控除した社会保険料等(給与控除分) 1,040,721円
4	支払った一般の生命保険料のうち新生命保険料分 24,000円
	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分 36,000円
	支払った介護医療保険料 48,000円
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分 72,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分 30,000円
	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分 19,600円 (注)支払った地震保険料及び旧長期損害保険料のうち同一の損害保険契約に基づき支払ったものはない。
6	一般の控除対象配偶者(給与所得の金額30万円) あり
7	一般の控除対象扶養親族 1人
8	(特定增改築等) 住宅借入金等特別控除額 140,000円

	<b>听</b> 属		在	理課 職名	事務」	祗貞 住 所	東京	都練馬区栄町	23-7			名 (生年月日 明大曜)平50	太郎 1	整理番号
区分	月区分		給日	総支給金額	社会保険 料等の 控除額	社会保険料等 控除後の給与 等 の 金 額	扶養親 族等の 数	算 出 税 額	年末調整 による過 不足税額	差 引 徴収税額	上の税額につ 還付又は徴収	基づき繰り越した過不足税額	ĮĮ .	を付又は徴収した税額 月 円
	1	1	19	435,000 <sup>円</sup>	66,997 <sup>Ħ</sup>	368,003 <sup>FI</sup>	2 <sup>人</sup>	7,940	円 円	7,940 <sup>円</sup>	た月区分	プログログログログログログログログログログログログログログログログログ 特定 扶 老人扶養親族		(するものを○で) 従
	2	2	20	435,000	66,997	368,003	2	7,940		7,940	申告の有無 部線配偶者 は 部線配偶者 と は の を を を を を を を を を を を を を	親族 登 税 灰 同店を親寺 ての	他 障害者等 田/ 当初 ·一般 本人	行するものを○で んでください。 及の障害者 し・配・扶 ( 人) 印障害者
給	3	3	20	435,000	66,997	368,003	2	7,940		7,940	f 有·無 月 日 月	日 月 日 月 日 月       人 人 人       日 月 日 月 日 月	日 月 日 本人	・配・扶( 人) 居特別障害者 扶 ( 人) ボ・特別の寡婦
	<u></u>	4	20	440.000	66.814	373.186	2	8.070		8.070	有·無	<u> </u>	人 人 - 勤労	5学生
料	4										名料·	分 金 手 当 等 ① 5,2		税 ③ 96.
	5	5	21	440,000	66,814	373,186	2	8,070		8,070	賞 与		,	6 51.
	Ľ										ř		,	8 147,
	6	6	20	440,000	66,814	373,186	2	8,070		8,070	給与所得控除後	の給与等の金額 ⑨ 4,0	751,500	配偶者の合計所得
	7	7	20	440,000	66,814	373,186	2	8,070		8,070	社会保 給与等から 険料等 申告による		040,721	( 300, 旧長期損害保険料: ( 19.
手	ŀ.	8	20	440.000	66.814	373.186	2	8.070		8.070		る小規模企業 1企の控除分		⑩のうち小規模企 済等掛金の金額
ľ	8										生命保険料	トの控除額 ⑬ ′	115,000	( -
	9	9	20	440,000	66,814	373,186	2	8,070		8,070	地震保険料	トの控除額④		ilのうち国民年金 料等の金額
当	-										配偶者(特法	WE DO NO AND THE AND	380,000	( ====
	10	10	19	440,000	66,814	373,186	2	8,070		8,070	随害者等の控	除額の合計額 (10)	760,000	
	H	11	20	440.000	66.814	373.186	2	9.070		8.070	所 得 控 除 餐 (10+11+12+13 差引課税給与所		340,521	
44-	11		20	440,000	100,614	373,100	ļ <del></del>	8,070		0,070	及び算出所得税	額 2,6	510,000	<sup>®</sup> 163,
等		12	20	440.000	66.814	373.186	2	8.070		8.070	(特定增改			20 140,
ĺ	12						1			1	年調所得税	額 (19-20、マイナスの		<ol> <li>23,</li> <li>(100円未満切</li> </ol>
l		計		① 5,265,000	<sup>2</sup> 802,317	4,462,683		<sup>3</sup> 96,450			年調年	税額(②×10	2.1%)	23,
≻	6	6	11	740.000	112 240	627 624	2	(税率 8.168 %)		E1 26#				4 123,
賞	1 .	6	11	740,000	112,369	627,631	-	51,264 %)	過納	51,264		年最後の給与から徴収する税額 		24
Ĺ		12	25	830,000	126,035	703,965	2	_	● 123,814	▲123,814		払給与に係る未徴収の税額 引 還 付 す る 金 額		©s 26 123.
与								(税率 %)				上の本年中に還付	10 0 07	
	$\vdash$							(税率 %)			) 111 34 )			Ø
等	$\vdash$			<u> </u>			1				不足額本	年最後の給与から徴	収する金額(	29
ı	1	計		<sup>(4)</sup> 1,570,000	<sup>(5)</sup> 238,404	1.331.596		6 51.264	<b>▲</b> 123.814		の精算型	年に繰り越して徴	切する全額	(30)

### (設例3の説明)

- 1 この設例は、これまでの説明の中で適宜記載例として掲げてきたものを取りまとめたもので、 本年最後に支払う給与(賞与)に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額6,835,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(81ページ以下参照)によって求めると4,951,500円(6,835,000円×90%-1,200,000円)になります。
- 3 社会保険料等の1,040,721円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会 保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額115,000円は、本年中に支払った一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

[一般の生命保険料の控除額]

新生命保険料の金額 24,000円 ×  $\frac{1}{2}$  + 10,000円 = 22,000円 旧生命保険料の金額 に係る控除額 に係る控除額 に係る控除額 36,000円 ×  $\frac{1}{2}$  + 12,500円 = 30,500円

新生命保険料 旧生命保険料 旧生命保険料 旧生命保険料 旧生命保険料の 両方に係る控除額 で係る控除額 両方に係る控除額 22,000円 + 30,500円 = 52,500円 → 40,000円 (最高40,000円)

計算した控除額のうち最も大きい金額は、新生命保険料と旧生命保険料の両方に係る控除額の40,000円ですから、一般の生命保険料の控除額は40,000円となります。

[介護医療保険料の控除額]

介護医療保 険料の金額 48,000円  $\times$   $\frac{1}{4}$  + 20,000円 = 32,000円

[個人年金保険料の控除額]

旧個人年金保 険料の金額 72,000円  $\times$   $\frac{1}{4}$  + 25,000円 = 43,000円

〔生命保険料の控除額の合計〕

一般の生命保介護医療保険個人年金保険生命保険料険料の控除額料の控除額料の控除額の控除額40,000円+ 32,000円+ 43,000円= 115,000円

5 地震保険料の控除額44,800円は、本年中に支払った地震保険料の合計額30,000円及び旧長期 損害保険料の合計額19,600円のそれぞれに基づいて、次により求めた金額となります。

- (注) 地震保険料控除の対象となる損害保険契約等のうち、損害保険会社等から、地震保険料を支払ったことを証する書類及び旧長期損害保険料を支払ったことを証する書類いずれの発行も受けている契約がある場合には、その契約に係る地震保険料又は旧長期損害保険料のうち選択したいずれか一方のみを地震保険料控除の控除額の計算の対象とすることができることとなっています。
- 6 「配偶者(特別) 控除額⑤」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下(本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額4,951,500円が、本人の合計所得金額となります。)(区分 I:A)、配偶者の合計所得金額が30万円で38万円以下(区分 II:②)ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表(20ページ参照)の区分 Iの「A」及び区分 IIの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。

- 7 「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑥」欄の金額は、「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(112ページ参照)の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「1人」欄の金額760,000円です。
- 8 所得控除額の合計額2,340,521円は、次により計算します。

社会保険料 生命保険料 地震保険料 配偶者 扶養控除額等 の控除額 の控除額 控除額 控除額 2,040,721円 + 115,000円 + 44,800円 + 380,000円 + 760,000円 = 2,340,521円

9 差引課税給与所得金額2,610,000円は、次により計算します。

4,951,500円 -2,340,521円 =2,610,979円→2,610,000円 (1,000円未満の端数切捨て)

10 差引課税給与所得金額2,610,000円に対する算出所得税額を「平成30年分の年末調整のための 算出所得税額の速算表」(90ページ参照)によって求めると、163,500円となります。

課税給与 所得金額 税率 控除額 算出所得税額 2,610,000円 × 10% - 97,500円 = 163,500円

- 11 算出所得税額163,500円から(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額140,000円を控除すると、 年調所得税額は23,500円となります。
  - (注) 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除額の全額(源泉徴収簿の「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額②」欄の金額) を給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載することとなっていますのでご注意ください。
- 12 年調所得税額23,500円に102.1%を乗じて求めた23,900円(100円未満の端数切捨て)が年調 年税額となります。
- 13 年調年税額23,900円と1月から12月までに徴収された税額の合計額147,714円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が123,814円多いため超過額123,814円が生じます。
- 14 この超過額123,814円は、過納額として本人に還付することになります。